

Ⅷ 地域コンソーシアム支援事業

第1 趣旨

要綱別表のⅧの地域コンソーシアム支援事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

1 事業の実施方針

本事業は、日本再興戦略に基づき、攻めの農林水産業推進本部にて決定された「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」（平成25年12月11日決定）を具体化し、「強み」のある産地形成を図るため、実需者、生産者、行政等が一体となった地域コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が、新品種・新技術等の確立・普及、知財活用にいたる総合的な産地化の取組に係る以下の費用について支援するものとする。

2 事業の取組内容

(1) 新品種・新技術等の普及に向けた取組

新品種・新技術等の普及に向けた、導入する新品種・新技術等の実証、新品種・新技術のモデル的な導入、マニュアルの作成や講習会開催費用等を助成対象とする。

(2) 産地のブランド化に向けた取組

産地のブランド化に向けた検討会開催費用や新品種・新技術等を活用した製品等のPRに係る費用等を助成対象とする。

(3) 産地ブランドの保護に向けた取組

産地ブランドの保護に向けた検討会開催費用等を助成対象とする。

3 補助対象経費

(1) 本事業において補助対象とする経費は、新品種・新技術等の確立・普及、知財活用にいたる総合的な産地化を行うために直接必要となる別紙1に掲げる経費であり、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

(2) 次の取組は、補助対象としない。

ア 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

イ 新品種・新技術等の普及等を主目的としない取組

ウ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

エ 農畜産物の生産費補てん（新品種・新技術等の実証及び加工品の試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

オ 販売促進のための新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告

第3 事業実施主体

本事業の実施主体はコンソーシアムとし、要綱別表のⅧの事業の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める満たすべき要件は以下の1から6までのとおりとする。

なお、コンソーシアムには、必要に応じてオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは会議に出席して意見を述べることができる。

- 1 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
このうち、都道府県又は市町村、生産者及び実需者は必須の構成員とする。
- 2 コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関が選定されていること。
- 3 コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
- 4 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- 5 コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 6 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第4 補助率

要綱別表のⅡの補助率の欄のただし書の生産局長等が別に定めるものとは、新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費とし、補助率は事業費の2分の1以内とする。

第5 事業実施計画

- 1 コンソーシアムは、要綱第5の1の(1)に基づき、地域コンソーシアム支援事業の事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)を、様式第1号により策定するものとする。
- 2 要綱第3の1の生産局長等が別に定める事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度内とする。また、第6の2に定める目標年度までの期間内に3回までの事業申請を妨げない。その採択方法は、実施要綱第5の2の新たな地区事業として生産局長等が別に定める選定審査委員会に諮り、採択・不採択を決定する。
- 3 1の事業実施計画は、単年度の事業費(新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費を除く)は、100万円以上1,000万円未満とする。
- 4 要綱第5の1の(3)の生産局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 要綱別1のⅧの事業内容の欄の取組の中止又は廃止
 - (2) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

第6 事業の成果目標

1 成果目標

本事業の成果目標は、事業の対象品目及びその加工品の事業実施地区全体における販売額(消費税相当額を除く。以下同じ。)を、原則として1億円以上かつ事業実施前の販売額の110%以上とすることとする。

ただし、加工品の販売を行わない場合には、対象品目の販売額が原則として2,500万円以上かつ事業実施前の販売額の110%以上とすることとする。

2 目標年度

新規に事業実施計画の承認を受けた年度から5年以内とする。

ただし、果樹又は地域で新規に取り組む作物については8年以内、茶については7年以内、畜産物については6年以内とする。

第7 事業の着手

- 1 コンソーシアムは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に事業の実施に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、コンソーシアムは、あらかじめ地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)の適

正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第2号により、地方農政局長に提出するものとする。

- 2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、コンソーシアムは、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合において、コンソーシアムは、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、コンソーシアムは、交付決定前に事業に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10889号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 3 地方農政局長は、1のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討し、必要最小限にとどめるようコンソーシアムを指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第6に定める事業実施状況の報告は、様式第3号により、事業実施年度の翌年度の7月末までに行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長は、1の規定による事業実施状況の報告内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合については、事業実施主体に対し、改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第9 事業の評価

- 1 事業実施主体は、要綱第7の1に基づき成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、点検評価を様式第4号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1により提出を受けた様式第4号について、必要に応じ事業実施主体から聴取を行った上で様式第5号に取りまとめ、関係部局

で構成する検討会において評価した上で、その結果を踏まえた評価所見を同様式に記入するものとする。

- 3 地方農政局長は、検討会開催後速やかに評価結果を生産局長に報告するものとするとともに、様式第5号により速やかに公表するものとする。
- 4 地方農政局長は、成果目標が達成されていないと判断される場合、その要因等を分析し、適切に事業実施主体を指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成等に向けた改善計画を様式第6号により提出させるものとする。
- 5 成果目標の再評価は、1から4に準じて行う。

第10 その他

事業で必要となる資機材については、農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に努めることとする。

附 則

産地収益力向上支援事業のうち一般地区事業（産地収益力向上支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第9808号農林水産事務次官依命通知）別表1のⅠに掲げる事業をいう。）、平成30年3月27日付け改正（以下「改正」という。）前の新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち地域コンソーシアム支援事業（改正前の産地活性化総合対策事業実施要綱別表1のⅡに掲げる事業をいう。）で平成30年度以降に評価を行う事業については、この通知による改正後の第9の規定を適用することができる。

別紙 1

地区推進補助対象経費

地域コンソーシアム支援事業に要する経費は、次の費目とする。

| 費目 | 細目 | 内容 | 注意点 |
|-----|-------|---|---|
| 備品費 | | <p>事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。 |
| 事業費 | 会場借料 | <p>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p> | |
| | 通信運搬費 | <p>事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費</p> | <ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 |
| | 借上費 | <p>事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費</p> | |
| | 印刷製本費 | <p>事業を実施するために直接必要な資料等の印刷</p> | |

| | 費の経費 | | |
|----|-------|---|---------------------|
| | 資料購入費 | 事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 | |
| | 原材料費 | 事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費 | ・ 原材料は物品受払簿で管理すること。 |
| | 資機材費 | <p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証ほの設置等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く） ・ 新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費 ・ 産地ブランド化の推進に必要な簡易なPR資材 | |
| | 消耗品費 | <p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 実証試験等に用いる少額な器具等 | ・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。 |
| 旅費 | 委員旅費 | 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 | |

| | | | |
|------|--------------|--|--|
| | 産地ブランド推進活動旅費 | 事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う事業対象品目のブランド化に向けた活動等に必要な経費 | |
| 謝金 | | 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 |
| 委託費 | | 本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 |
| 役務費 | | 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費 | |
| 雑役務費 | 手数料 | 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 | |
| | 印紙代 | 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費 | |

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合